

議案第75号

北名古屋市統括参事の設置に関する条例の廃止について

北名古屋市統括参事の設置に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年11月30日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、統括参事の職を廃止するため、本条例を廃止する必要があるからである。

北名古屋市長統括参事の設置に関する条例を廃止する条例

北名古屋市長統括参事の設置に関する条例（平成25年北名古屋市条例第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（北名古屋市統括参事の給料の特例に関する条例及び北名古屋市統括参事の設置に関する条例の特例を定める条例の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 北名古屋市統括参事の給料の特例に関する条例（平成26年北名古屋市条例第3号）
 - (2) 北名古屋市統括参事の設置に関する条例の特例を定める条例（令和2年北名古屋市条例第18号）
（北名古屋市職員定数条例の一部改正）
- 3 北名古屋市職員定数条例（平成18年北名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。
第1条中「、統括参事」を削る。
（北名古屋市職員互助会条例の一部改正）
- 4 北名古屋市職員互助会条例（平成18年北名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号中「、教育長及び統括参事」を「及び教育長」に改める。
（北名古屋市職員の旅費に関する条例の一部改正）
- 5 北名古屋市職員の旅費に関する条例（平成18年北名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。
第34条第2項中「、統括参事」を削る。
（北名古屋市特別職報酬等審議会条例の一部改正）
- 6 北名古屋市特別職報酬等審議会条例（平成18年北名古屋市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、教育長及び統括参事」を「及び教育長」に改める。